

《自治体における市民・議会・行政の関係》

何を検討すべきか
(検討テーマ)

どのように規定するか
(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)

次回へ
(次回以降に検討する内容等)

◇自治体における議会・市民・行政の関係って何？

自治体とともに構成する主体・・・

- ・市民、議会、行政を対象とした条例
- ・双方、市民と？（この自治体とは何が）

市民が主役、行政・議会はサポート役・・・

- ・市民あっての自治体であり、議会、行政はサポート役
- ・大きな自治体を統制することの難しさ、議会と執行機關それぞれのコントロールはどうするか、距離を埋める方法を考える。

□市民と行政の関係とは？

◇市民と行政の関係はどうあるべきか？

→行政サービスの減少分は、市民が「動く」ことで対応

- ・市民の権利規定と行政の行為規範規定との調整
- ・市民と行政は対等に！（時には相反するときもあり）

市民と行政の協働

◇協働のあり方、パートナーシップのあり方とは？

- ・市民と行政との関係
- ・市（行政）と市民のパートナーシップ

- ・市民と行政との関係と進め方
- ・行政の役割、市と区、区と市民との関係

参加・参画・協働

◇市民と行政の協働をどのように実現するの？

- ・市民参加の行政

アクトソーシング

- ・市民から行政へのアクトソーシングの定義化
- ・決定の際ににおける議会・行政・市民の参画について

◇行政施策へ**市民参加**が促進される仕組みとは？

- ・主役である市民の参加
- ・市民参画を促進するもの

・市民・住民の意見が反映される仕組み

参加のルール

- ・参加のルール条例を盛り込む

どの段階から？

- ・まちづくりは計画段階から市民参加

どのような仕組みで？

- ・審議会、委員会、テーマ、メンバー構成等を市民も決められるように

どのような権限分けで？

- ・市民参加には、「政策決定過程への参加」と「事業への参加」がある

- ・基本条例の中に今回のようないいな！の議論、アイデア出しから出発する

◇市民同士の合意形成がスムーズに行われるためには？

その仕組みとは？

- ・合意形成の仕組みをいかにつくるか
- ・様々な考えの市民が公平にどう折り合いをつけるか、折り合いのつけ方のルールが必要
- ・市民の参加についての問題点（司法制度、裁判員制度も参考に）

（志木市の例①）
市政運営基本条例～市民委員会～
→市民による「第2の市役所」

（志木市の例②）
公共事業市民選択権保有条例
～民意審査会～

- ・こういう市民参加制度があつたらいいな！の議論、アイデア出しから出発する

□市民と議会の関係とは？

◇議会と市民の関係はどうあるべきか？

- ・議会と市民、行政と市民の関係づくり
- ・議会の在り方を市民との関わりで条例にどう位置づけるか

市民に身近な議会

- ・議会が市民に身近になってしまい

市民が統制できる議会→直接請求（議会解散請求・解散請求）

- ・議会の解散権を市民を持つ

□議会と行政の関係とは？

◇議会と行政の関係はどうあるべきか？

- ・議会・行政・審議会の役割の明確化
- ・議会と行政の役割の明確化

- ・行政・議会の外形標準を定める規定